

事業承継資金のご案内

《 千葉県制度融資 》

県内の中小企業者の事業承継を
支援するための融資制度です。

金利が0.3%低いんだよ♪

(注1)



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん

概要

資 金 名	事業承継資金
対 象 者	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定（金融支援 ^(注2) ）を受けた中小企業者等 ^(注3)
資 金 使 途	設備資金 運転資金
融 資 限 度 額	1 中小企業者等につき 8,000万円以内
融 資 期 間	設備資金：10年以内（据置期間1年以内） 運転資金：7年以内（据置期間1年以内）
融 資 利 率	償還期間 3年以下 年1.1% // 3年超5年以下 年1.3% // 5年超7年以下 年1.5% // 7年超 年1.7%
保 証 料 率	年0.45%～1.9%
保 証 人 等	法人代表者以外原則不要
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところとする。

(注1) 県制度融資の事業資金よりも▲0.3%優遇

(注2) この制度を利用するためには、千葉県知事の認定が必要となります。
なお、知事の認定の取得が、融資や保証を担保するものではありません。

(注3) 信用保証：経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証
及び特定経営承継準備関連保証



【県制度融資についてのお問い合わせ先】

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室

TEL：043（223）2707

認定申込



(1) 要件

- 中小企業又は個人事業主であること
- 上場会社等でないこと
- 経営の交代が発生し、資金が必要なこと
- 会社又はその会社の代表権に制限のない代表者個人に資金ニーズが発生していること

(2) 認定申請の手続き

中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「金融支援」^(注4)を参考に申請書を作成し、以下の書類を揃えて申請窓口（千葉県庁商工労働部経営支援課金融支援室）宛にご郵送ください（郵送のみ受付：持込不可）

認定申請書の主な記載事項は以下のとおり

- ① 事業承継を行うことになった原因
 - 先代経営者の死亡または代表者の退任
- ② 事業活動の継続に支障を生じさせる主な理由
 - 申請者が申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること
 - 申請者が申請者以外の者が有する事業用資産を取得する必要があること
 - 申請者の売上高が減少することが見込まれていること
 - 仕入れ先からの取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと
 - 取引先金融機関との取引に支障が生じたこと

(注4) 中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「金融支援」

[中小企業庁HP>財務サポート>事業承継>事業承継税制、金融支援、民法特例に係る認定等の申請>中小企業経営承継円滑化法の申請マニュアル・申請様式一覧]

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>

融資申込

- 県内に支店がある取扱金融機関で申込受付をしております。
- 詳細はお問い合わせいただくか、インターネットでご確認ください。

【認定・融資申込みについてのお問い合わせ先】

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 TEL：043（223）2707
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県制度融資

検索



利用手続きのイメージ

